

**令和7年度補正予算
重要市場の商流維持・拡大緊急対策事業**

説明資料

**農林水産省
輸出・国際局輸出企画課
(2026年2月10日時点版)**

目次

1. はじめに	p. 3	4. 審査基準	p.19
2. 事業の概要	p. 4	4-1. 必須項目	
2-1. 支援内容		4-2. 任意の加点項目	
2-2. 対象者・主な要件・成果目標		5. 今後のスケジュール	p.21
2-3. 重要市場		6. よくあるご質問	p.22
2-4. 輸出実績の考え方		7. 申請先・関連情報	p.24
2-5. 認定品目団体			
2-6. 成果目標			
3. 具体的な申請例	p.15		
3-1. 事業実施主体			
3-2. 団体に申請する場合			
3-2. 複数事業者による取組の具体例			

1. はじめに

本事業の目的

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に掲げる輸出重点品目については、認定品目団体がオールジャパンでの業界共通課題の解決等を行っています。本事業では、輸出拡大のペースアップを図るべく、こうした業界全体の輸出力強化の取組も踏まえながら、重要市場における輸出商流の維持・拡大に向けた取組について事業者の皆様の課題・実情に応じて支援します。

事業のポイント

○ 支援対象となる取組

重要市場の商流の維持・拡大に向けて日本製品の競争力強化を図るために行う取組

○ 対象者

輸出に取り組む事業者（要件を満たせば単独で申請可）

○ 主な要件

1. 重要市場における農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組であること
2. 取り組む国・地域において、直近2年以上の輸出実績があること
3. 認定品目団体の会員による取組又は当該会員と有機的に連携した取組であること

○ 補助対象経費

人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、広告宣伝費、輸送費、役務費、印刷製本費、消耗品費、機器・備品費、借上げ費、委託費、認証等を取得するために必要な経費 等

○ 補助率

定額（機器の購入、認証等取得は2分の1以内）

○ 補助上限額

1 申請あたり1,000万円

留意事項

本資料は事業内容の概要を示すものであり、事業の実施に当たっては、必ず公募要領、実施規程、交付等要綱、実施要領その他の関係規程をご確認ください。

2. 事業の概要

2-1. 支援内容

対象となる取組

販路拡大



- 現地日系外食チェーン、小売店、EC等でのプロモーション、フェアの実施
- 現地バイヤーや卸と連携した商談会への参加や主催

等

高付加価値化



- 輸出先ニーズを踏まえた新商品の開発
- テストマーケティング
- 小売等の独自基準認証の取得

等

コスト削減



- 省人化のための機器導入
- 共同物流構築

等

補助率

定額（機器の購入、認証取得等は2分の1以内）

補助上限

1案件あたり1,000万円

2. 事業の概要

2-1. 支援内容

補助対象経費

本事業を実施するために必要な人件費、謝金、賃金、旅費、賃借料及び使用料、広告宣伝費、輸送費、役務費、印刷製本費、消耗品費、機器・備品費、借上げ費、委託費、認証等を取得するために必要な経費等であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額が確認できるもの。

(各経費の内容等については、公募要領をご参照ください)

申請できない経費（一部）

- (1) **建物等施設**の建設又は不動産取得に関する経費
- (2) 補助金の**交付決定前に発生**した経費
- (3) 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、**労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外**の経費
- (4) 本事業で得られた**試作品や成果物を有償で配布**した場合に要する経費（農林水産物・食品を除く。）
- (5) 補助事業の有無にかかわらず**補助事業者又は間接補助事業者で具備すべき備品・物品**等の購入及びリース・レンタルに要する経費
- (6) 本事業の対象として**明確に区分することが難しい**経費（電話通話料、Wi-Fi利用料等）
- (7) 事業終了後も**利用可能な汎用性の高いもの**（パソコン、デジタルカメラ等）の取得に要する経費
- (8) 補助事業者及び間接補助事業者が実施する**他の事業と区分できない**経費
- (9) **本事業と関係ない事業者との面談又は単なる見学（視察）**に要する経費
- (10) その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

2. 事業の概要

2-2. 対象者・主要要件・成果目標

対象者

農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者又は当該者を構成員に含む団体

申請は、**事業実施主体**（輸出実績要件を満たし、認定品目団体の会員である（認定品目団体の会員にならない合理的な理由がある場合を除く）事業者又は一定の要件を満たす団体）が行う必要があります

主要要件

1. **重要市場**における農林水産物・食品の輸出拡大を図る取組であること
2. 取り組む国・地域において、直近2年以上の**輸出実績**があること
3. **認定品目団体の会員**による取組又は当該**会員と有機的に連携した取組**（※）であること

※ 認定品目団体の会員以外の者に係る品目の輸出拡大を図るとともに、認定品目団体の会員に係る輸出重点品目の重要市場での輸出拡大に資する取組のこと

例：地域の複数のお茶生産者が連携して加工設備の導入・現地プロモーションを実施
マグロとコメの事業者が海外現地スーパーに寿司総菜の原料として一体的に売り込む

成果目標

本事業の実施年度の翌年までの目標として、本事業による取組に係る品目の**年間輸出額**を、**補助金交付額の2倍以上の金額分増加させること**を設定していただく必要があります。

2. 事業の概要

2-3. 重要市場

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略別表1において、輸出重点品目ごとに輸出額目標が設定されている国・地域

(注) 輸出解禁のための協議を行っている等、現時点では輸出できない国・地域も含まれており、これらの国・地域では、本事業を行うことはできないことにご留意ください。

輸出重点品目ごとの重要市場（その1）

牛肉	豚肉	鶏肉	鶏卵	牛乳乳製品	
米国	香港	香港	香港	中国	フィリピン
EU等※1	シンガポール	EU等※1	シンガポール	ベトナム	米国
中国	台湾	シンガポール	韓国	台湾	豪州
台湾	タイ	ベトナム	中国	香港	カンボジア
香港	マカオ	カンボジア	米国	韓国	モンゴル
イスラム諸国※2	フィリピン	マカオ	台湾	シンガポール	インドネシア
シンガポール		台湾	ドイツ	タイ	
タイ		韓国		マレーシア	

※1 英国、欧州連合（アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク）、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー

※2 UAE、カタール、バーレーン、インドネシア、マレーシア、サウジアラビア

2. 事業の概要

2-3. 重要市場

輸出重点品目ごとの重要市場（その2）

果樹						野菜		
りんご	ぶどう	もも	かんきつ	かき・ かき加工品	なし	いちご	ながいも、 たまねぎ等	かんしょ・ かんしょ加工品
台湾	台湾	香港	香港	台湾	香港	香港	台湾	タイ
香港	香港	台湾	台湾	香港	台湾	台湾	米国 (グアム含む)	香港
タイ	タイ	タイ	ベトナム	タイ	ベトナム	タイ	香港	シンガポール
ベトナム	マレーシア	マレーシア	マレーシア	米国	タイ	マレーシア	シンガポール	米国 (グアム含む)
シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	シンガポール	インドネシア	シンガポール	韓国	台湾
フィリピン	カンボジア	インドネシア	タイ	カンボジア	シンガポール	米国	カナダ	マレーシア
カンボジア	UAE	カンボジア	カンボジア	マレーシア	マレーシア	カンボジア	英国	カナダ
								中国
								ベトナム

2. 事業の概要

2-3. 重要市場

輸出重点品目ごとの重要市場（その3）

米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品	茶	切り花	清涼飲料水	菓子	ソース混合調味料	味噌・醤油	ウイスキー	本格焼酎・泡盛	清酒（日本酒）
米国	米国	中国	中国	中国	米国	EU※1	EU※1	中国	中国
EU※1	EU※1	米国（グアム含む）	米国	米国	台湾	米国	英国	米国	米国
英国	ASEAN※3	台湾	香港	香港	EU※1	中国	米国	台湾	香港
シンガポール	台湾	EU※1	ベトナム	台湾	韓国	韓国	中国	韓国	韓国
台湾	カナダ	ベトナム	豪州	韓国	香港	豪州	台湾	シンガポール	EU※1
香港	香港	東南アジア※3	台湾	シンガポール	英国	英国	韓国	東南アジア※3	英国
中国	英国	豪州	UAE	タイ	豪州	香港	東南アジア※3	ブラジル	台湾
カナダ	南アジア※4	中東※2	EU※1	豪州	中国	タイ			カナダ
中東※2	中東※2			EU※1	タイ	マレーシア			豪州
豪州						フィリピン			東南アジア※3
						台湾			中南米※5

※1 アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、

フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

※2 アフガニスタン、UAE、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、パレスチナ

※3 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム

※4 インド、スリランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、モルディブ

※5 アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントビンセントおよびグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、チリ、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ブラジル、ベネズエラ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス、メキシコ

2. 事業の概要

2-3. 重要市場

輸出重点品目ごとの重要市場（その4）

製材	合板	ホタテ貝・ ホタテ貝加工品	ぶり	たい	牡蠣・ 牡蠣加工品	真珠	錦鯉
米国	米国	米国	米国	韓国	台湾	香港	ベトナム
中国	中国	中国	韓国	米国	香港	中国	インドネシア
台湾	韓国	香港	ベトナム	台湾	シンガポール	米国	タイ
韓国	フィリピン	台湾	香港	香港	ベトナム	タイ	EU※1
インド	台湾	韓国	中国	中国	米国	EU※1	中国、香港
ベトナム		ベトナム	EU※1	ベトナム・タイ	東南アジア※2	インド	米国
インドネシア		EU※1	東南アジア※2	EU※1	中東※3	東南アジア※2	インド
		東南アジア※2	中東※3	中東※3	EU※1	中東※3	中東※3
		メキシコ					
		中東※3					

※1 アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルク

※2 ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、東ティモール、ベトナム

※3 アフガニスタン、UAE、イエメン、イスラエル、イラク、イラン、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、トルコ、バーレーン、ヨルダン、レバノン、パレスチナ

2. 事業の概要

2-4. 輸出実績の考え方

本事業実施主体の採択に当たっては、本事業の対象としようとする国・地域において、直近2年以上の期間にわたる輸出の実績を有する必要があります。

直近2年以上の期間にわたる輸出実績とは

本事業の申請前の1年間とその前の1年間に、それぞれ1回以上の輸出を実施していれば、輸出実績ありとみなします。商社等の事業者を介して行う場合も含まれますが、サンプル商品やテストマーケティングを目的とするような試行的な取組によるものは輸出実績とはみなせません。

この輸出実績については、事業実施計画において明記していただくことになります。



団体に参加する事業者の輸出実績について

一定の要件を満たす団体として申請する場合、団体に参加する事業者の輸出実績を団体の輸出実績として申請いただくことが可能です。

2. 事業の概要

2-5. 認定品目団体

認定品目団体とは

農林水産物・食品の輸出促進に関する法律に基づき、輸出重点品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請により、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定している団体です。

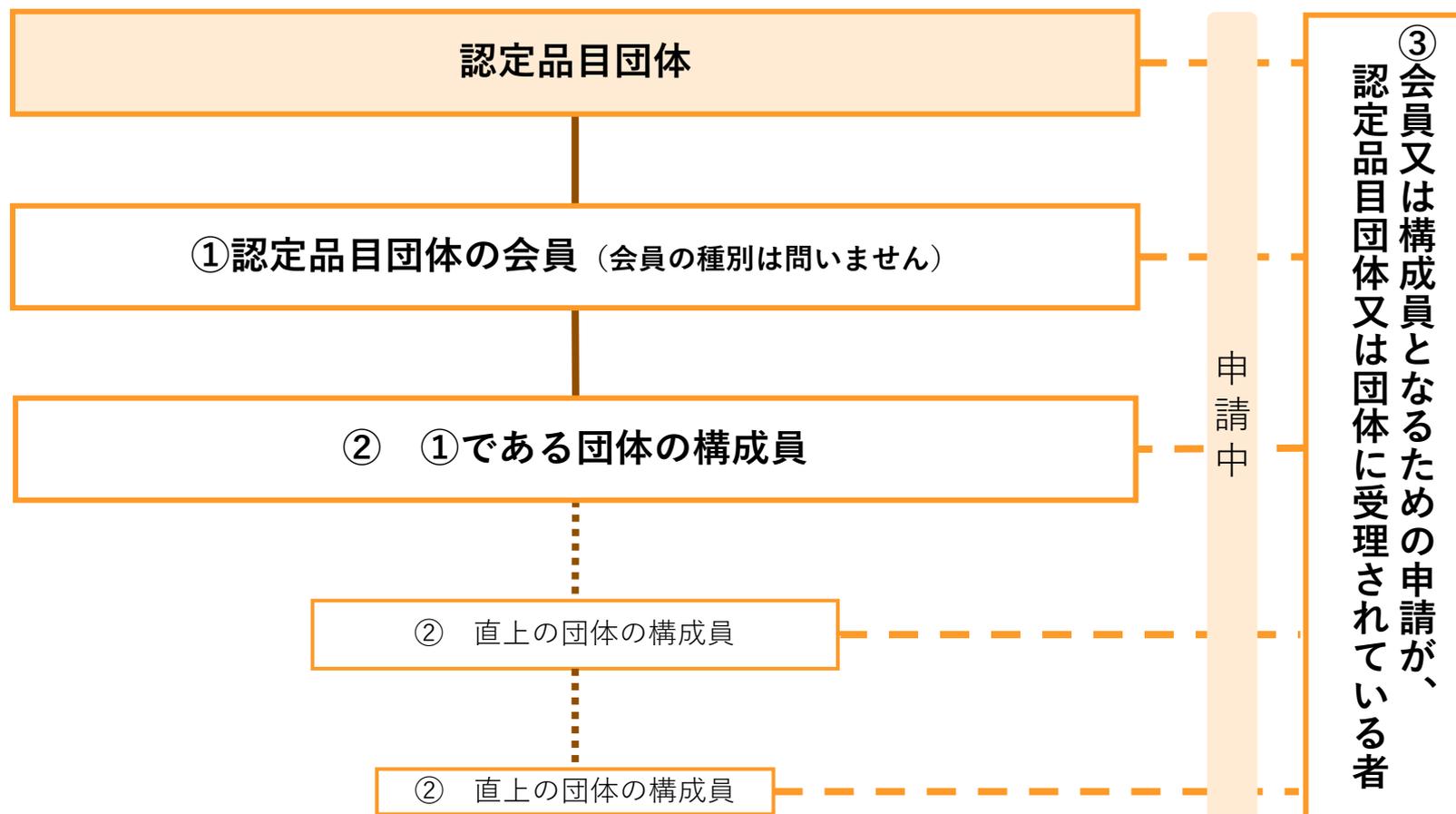
認定品目団体名	取扱品目
(一社) 日本畜産物輸出促進協会	牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品
(一社) 日本青果物輸出促進協議会	りんご、ぶどう、もも、かんきつ、かき・かき加工品、いちご、かんしょ・かんしょ加工品、ながいも、たまねぎ等
(一社) 全日本コメ・コメ関連食品輸出促進協議会	米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品
(公社) 日本茶業中央会益社団法人日本茶業中央会	茶
(一社) 全国花き輸出拡大協議会	切り花
(一社) 全日本菓子輸出促進協議会	菓子
全日本カレー工業協同組合	ソース混合調味料のうち、カレールウ及びカレー調製品
全国醤油工業協同組合連合会	醤油
全国味噌工業協同組合連合会	味噌
日本酒造組合中央会	清酒（日本酒）、本格焼酎・泡盛
(一社) 日本木材輸出振興協会	製材、合板
(一社) 日本養殖魚類輸出推進協会	ぶり、たい
(一社) 日本ほたて貝輸出振興協会	ホタテ貝・ホタテ貝加工品
(一社) 日本真珠振興会	真珠
(一社) 全日本錦鯉振興会	錦鯉

2. 事業の概要

2-5. 認定品目団体

認定品目団体の会員の範囲

「認定品目団体の会員」は、①会員、②会員の（直接又は間接の）構成員及び③会員又は会員の構成員となるための申請が受理されている者が該当します。



2. 事業の概要

2-6. 成果目標

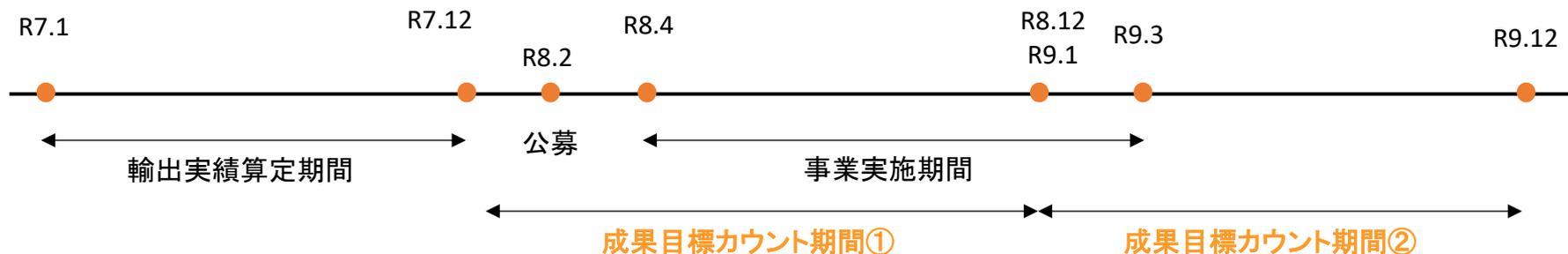
本事業の実施年度の翌年までに、本事業に係る品目の年間輸出額を補助金交付額の2倍以上の金額分増加させることを成果目標に掲げていただく必要があります。

成果目標の例

本事業により取り組む品目及び輸出先国・地域における輸出実績が3,000万円であり、500万円の補助金交付を受けて本事業に取り組む場合

→ **成果目標は4,000万円**（実績3,000万円 + 補助金交付額500万円 × 2）**以上**としていただきます。

成果目標のカウント期間



成果目標カウント期間①又は②において、成果目標を達成

複数の事業者で連携して取り組む場合

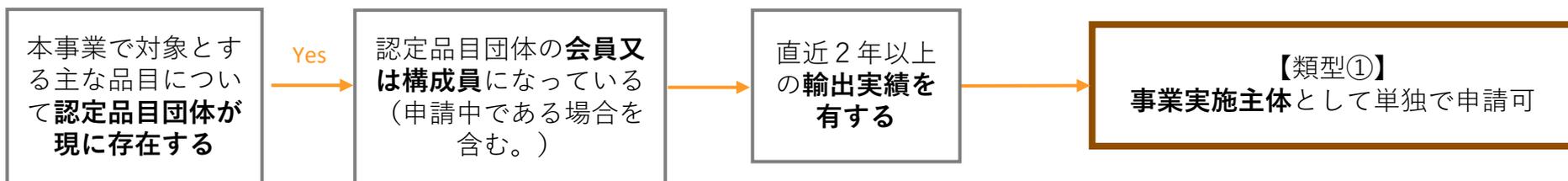
一定の要件を満たす団体等の複数の事業者と連携した取組の場合、連携先事業者の輸出額の増加分も成果に加えていただけます。

3. 具体的な申請方法

3-1. 事業実施主体

本事業の申請は、申請要件を満たす「**事業実施主体**」が行う必要があります。要件を満たす場合、単独での申請が可能です。

「事業実施主体」として単独で申請可能な場合



※事業実施主体となるための要件

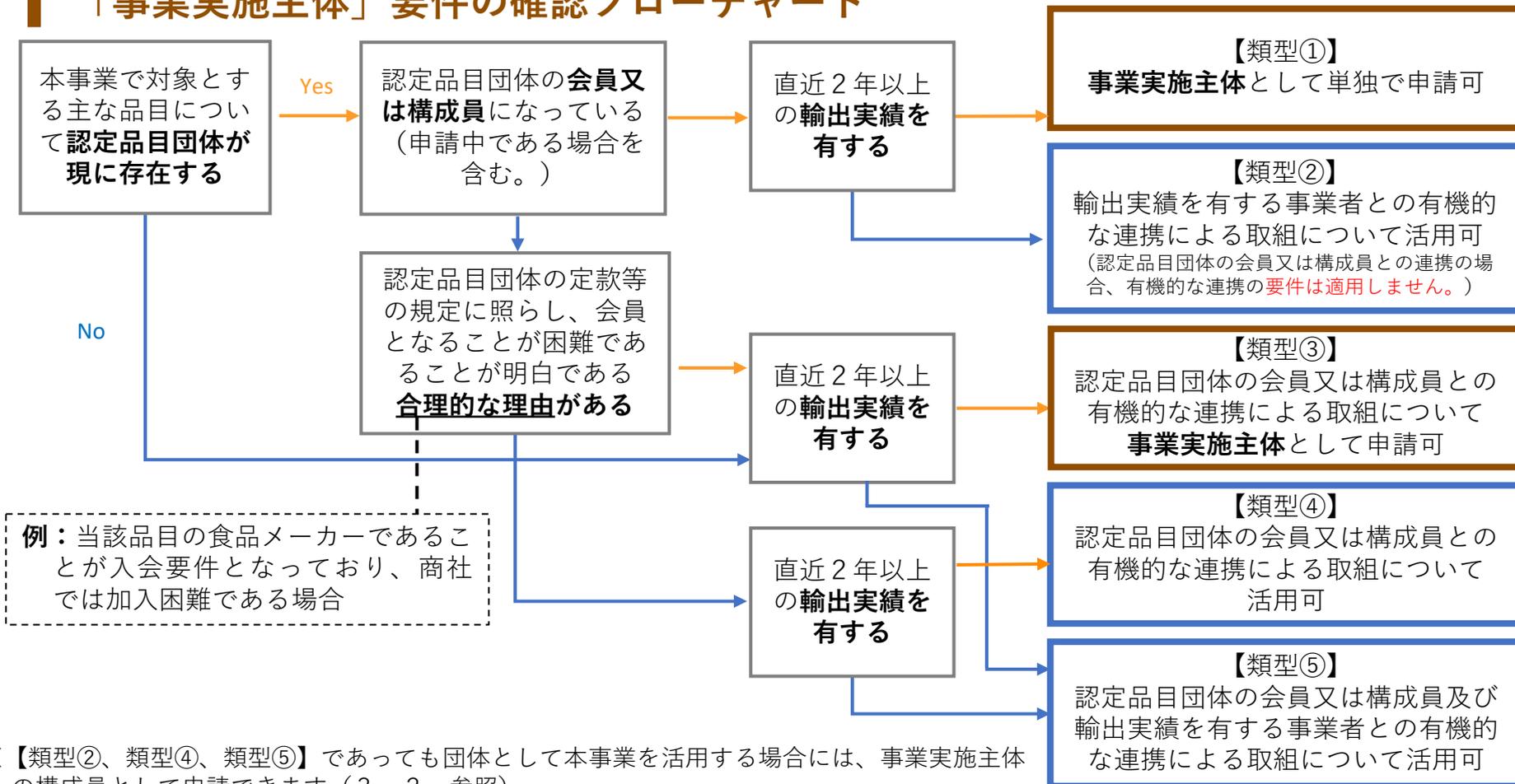
- 本事業で対象とする**主な品目**について、**当該品目に係る認定品目団体が現に存在する場合は、当該認定品目団体の会員**（会員である団体の構成員を含む。また、認定品目団体の会員又は会員である団体の構成員となるための申請が、当該認定品目団体又は当該団体に受理されている者を含む。以下同じ。）**であること**。ただし、**当該認定品目団体の定款等の規定に照らし、会員となることが困難であることが明白である合理的な理由が認められる場合は、この限りでない**。
- 日本国内に住所を有しており、主たる事務所の定めがある
- 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）があること。
- 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者が暴力団員でないこと。
- 間接補助事業者が本事業の対象としようとする国・地域において、**直近2年以上の期間にわたる輸出の実績（商社等の事業者を介して行う輸出を含み、試行的な取組を除く。）を有するものであること**。

3. 具体的な申請方法

3-1. 事業実施主体

単独で「**事業実施主体**」の要件を満たさない場合でも、他の事業者と要件を満たす団体を組織する等により本事業の活用が可能です。

「事業実施主体」要件の確認フローチャート



※【類型②、類型④、類型⑤】であっても団体として本事業を活用する場合には、事業実施主体の構成員として申請できます(3-2. 参照)。

※事業実施主体でない場合、本事業による機器の購入はできません。

3. 具体的な申請方法

3-2. 団体に申請する場合

組織運営に関する要件等（※）を満たす団体も事業実施主体として申請することが可能です。単独の事業者で要件を満たさない場合であっても、当該要件を満たす事業者と連携するための団体を組織することにより本事業を活用することが可能です。

※団体を組織するには、以下要件を満たす必要があります

- ・農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う認定品目団体の会員等を構成員に含む団体
- ・団体として、以下の体制及び定めを有するとともに、**年度ごとに事業計画、支出予算等が総会において承認**されている

- ①日本国内に住所をしており、主たる事務所の定めがある
- ②定款、組織規程、経理規定等の組織運営に関する規約（又はこれに準ずるもの。）がある
- ③代表者、理事その他経営に実質的に関与している者が暴力団員でない

申請可能な団体の例

 …事業実施主体

例1：輸出実績を有する事業者を構成員に持つ、認定品目団体の会員である団体の場合

- ・ 茶業中央会の会員（団体）

【類型①】
構成員A

- ・ 輸出実績あり

【類型②】
構成員B

- ・ 輸出実績なし

POINT!

茶の重要市場かつ構成員Aの輸出実績のある国・地域への取組について申請可能です。

例2：輸出実績を有する事業者及び認定品目団体の会員を構成員に持つ団体の場合

- ・ 真珠振興会の非会員（団体）

【類型①】
構成員A

- ・ 輸出実績あり
- ・ 認定品目団体の会員

有機的な
連携


【類型⑤】
その他構成員

- ・ 輸出実績なし
- ・ 認定品目団体の非会員

POINT!

真珠の重要市場かつ構成員Aの輸出実績がある国・地域への取組について申請可能です。

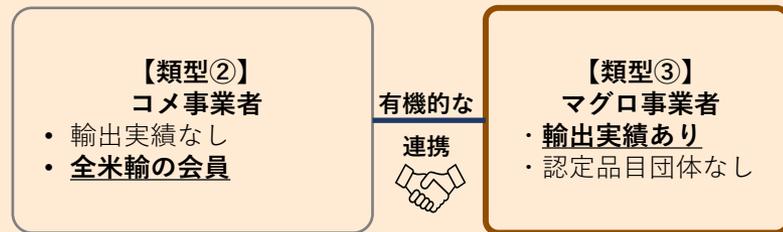
3. 具体的な申請方法

3-3. 複数事業者による取組の具体例

 …事業実施主体

例1：認定品目団体が無い品目を扱う事業者の活用例

マグロとコメの事業者が連携して海外現地スーパーに寿司デリの材料として売り込む

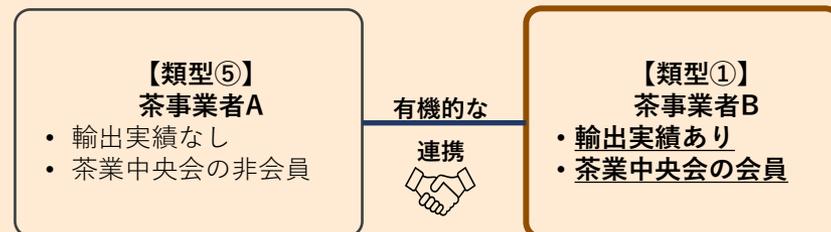


POINT!

コメの重要市場かつマグロ事業者の輸出実績のある国・地域への取組について、申請可能です。

例2：認定品目団体の非会員の活用例

地域のお茶生産者が連携して加工設備の導入・現地プロモーション実施等

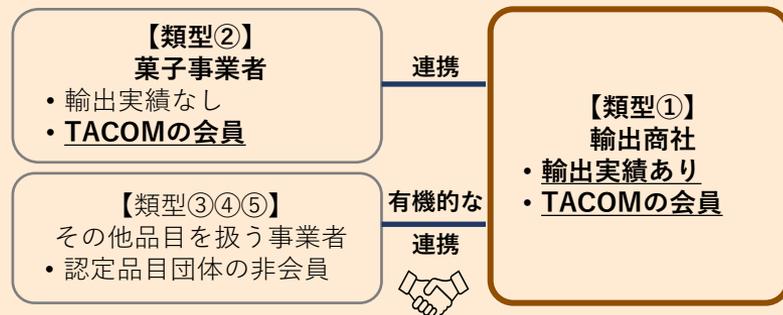


POINT!

茶の重要市場かつ茶事業者Bの輸出実績のある国・地域への取組について申請可能です。

例3：商社と複数の事業者との連携による活用例① (商社が認定品目団体の会員の場合)

海外現地スーパーでの日本フェアにより一体的なプロモーションを実施する等



POINT!

菓子についての取組の他、他の認定品目団体の非会員との有機的に連携した取組であれば、菓子以外の品目の取組も申請可能です。

例4：商社と複数の事業者との連携による活用例② (商社が主な品目についての認定品目団体の会員でない場合)

商社が現地ディストリビューター主催の展示商談会に複数事業者で参加する。



POINT!

牛肉についての取組の他、他の認定品目団体の会員と有機的に連携した取組について、当該認定品目団体の品目の取組も申請可能です。

注1 団体を組織せずに連携した取組を行う場合、事業実施主体と連携先事業者とは委託等の契約を結んでいただく必要があります。

注2 連携先事業者が別の取組として申請されている場合、経費の二重申請にご注意ください。

4. 審査基準

4-1. 必須項目

- (1) 事業実施計画が、本事業の目的に照らし、また本事業を確実に遂行する上で、適切なものであること。
- (2) 事業実施手続及び会計手続を適正に行う体制を有していること。
- (3) 事業費のうち事業実施主体の自己負担部分について、適正な資金調達が可能であること。
- (4) 事業実施計画において、**適切な成果目標が立てられており、かつ、適切な効果の検証が行われることが見込まれる**こと。
- (5) GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）コミュニティサイトへ登録していること。
- (6) 輸出しようとする国・地域向けに輸出可能な品目に係る取組であること。
- (7) 本事業の対象としようとする国・地域において、**直近2年以上の期間にわたる輸出の実績（商社等の事業者を介して行う輸出を含み、試行的な取組を除く。）を有する**ものであること。
- (8) 次のいずれかに該当すること。
 - ① **認定品目団体の会員が、当該認定品目団体に係る輸出重点品目について重要市場での商流の維持・拡大に向けた競争力の強化を図るもの**であること（当該輸出重点品目以外の品目と一体的に事業を行うことを妨げない。）。
 - ② **認定品目団体の会員以外の者が、認定品目団体の会員と有機的に連携することにより、当該認定品目団体の会員以外の者に係る品目の輸出拡大を図るとともに、当該認定品目団体の会員に係る輸出重点品目の重要市場での輸出拡大に資するもの**であること。
- (9) 事業実施計画に**対象品目に係る適切な輸出目標額及びその把握方法を記載し、事業実施後、輸出額及び輸出数量の実績を農林水産省に報告することができる**こと。
- (10) 事業実施計画について、農林水産省から関係する認定品目団体及び輸出支援プラットフォームに情報提供することに同意していること。また、必要に応じ、これらの団体と連携して本事業に取り組む意思があること。
- (11) 本事業を効率的・効果的に実施するとともに、補助対象経費の重複をあらかじめ排除する観点から、事業実施計画に係る関係事業者との間で、実施する事業の内容を事前に調整し、合意していること。

4. 審査基準

4-2. 任意の加点項目

- (12) 令和7年の米国の関税措置等の輸出先国・地域での通商環境の変化により影響を受け、又は受けるおそれの高い事業者の販路確保支援など、通商環境の変化に迅速に対応するものであること。
- (13) 認定品目団体の行うオールジャパンでの輸出力強化に寄与することが見込まれるものであること。
- (14) 輸出促進法第38条第1項に規定する認定輸出事業者又は認定輸出事業者である者を構成員として含む団体であること。
- (15) フラッグシップ輸出産地又はフラッグシップ輸出産地である者を構成員として含む団体であること。
- (16) 事業の実施により国の輸出目標に相当程度貢献することが期待できる。
- (17) 上記のほか、知見・専門性及び類似・関連事業の実績等、事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性、実施方法の効率性、経費配分の適正性、成果の検証並びに波及効果の各項目に照らし、優れたものであること。

5. 今後のスケジュール

事業実施までのスケジュール（予定）は以下の通りです。

（今後、変更する可能性があります。）

2月27日（金）	17:00	： <u>公募×切（※）</u>
3月2日（月）		
～13日（金）		：不備修正期間
3月27日（金）		：審査結果通知
3月27日（金）	～	：交付申請～交付決定
交付決定後		：事業実施

ご注意ください！

申請書類に不備があった場合には、修正をお願いすることがありますので、申請書類のご提出・ご相談はお早めをお願いします。

また、公募×切までに提出されなかった場合には、申請を受け付けることができません。

6. よくあるご質問

Q

本事業により輸出拡大に取り組もうとする●●は、輸出重点品目の○○に該当するか。（例：冷凍寿司、たいのあらを使ったふりかけ）

本事業の取組の対象として申請いただいた物品が重点品目に該当するかどうかは、社会通念上、同一と認められるかという観点で、農林水産省が確認します。対象とする予定の品目について、重点品目に該当するか疑義がある場合は、申請前に事務局までお問い合わせください。

(例①) 粉末茶 → 「茶」に**該当します**。

(例②) ほたて貝玉冷 → 「ホタテ貝・ホタテ貝加工品」に**該当します**。

(例③) ぶりフィレ → 「ぶり」に**該当します**。

(例④) 冷凍寿司 → 「米・パックご飯・加工米飯・米粉及び米粉製品」に**該当します**。

(例⑤) カステラ → 「菓子」に**該当します**。

(例⑥) ヨーグルト → 「牛乳乳製品」に**該当します**。

(例⑦) たいを加工する際に発生するあらを利用したふりかけ → 「たい」には**該当しません**。

Q

輸出実績について証拠書類は必要ですか

申請に当たっては、事業実施計画書に証拠書類の添付は不要ですが、必要に応じて証拠書類を確認させていただく場合がありますので、あらかじめご準備いただきますようお願いいたします。

Q

成果目標を達成できなかった場合のペナルティはありますか

補助事業者を通じて、達成できなかった要因の分析や達成のための取組を促す等の指導を行います。

6. よくある質問

Q 海外現地法人は本事業の事業実施主体になれますか

海外現地法人は、本事業の事業実施主体になることはできません。ただし、組織運営に関する要件等を満たす団体が事業実施主体である場合に、当該団体の構成員に海外現地法人も含めることは可能です。

Q 海外現地法人が機器を現地に導入することはできますか

組織運営に関する要件等を満たす団体の構成員である海外現地法人であって、本事業に不可欠な機器の導入であれば対象となります。また、海外に設置する機器を購入できる取組主体は、日本法人の出資比率が過半を占める現地法人に限ります。なお、団体は、法定耐用年数期間中は目的外使用、譲渡、貸付又は担保に供するなどの財産処分を制限する必要があるほか、国が必要に応じて行う現地調査等を受検する必要があります。

Q 建物・車両の購入は補助対象ですか

輸出拡大に資する取組以外に利用可能な汎用性の高いものであるため、これらの購入は対象外です。

Q ジェトロが支援するような大型展示商談会への出展費用は支援対象ですか

ジェトロや品目団体が実施する展示会出展や商談会については、その参加のための経費の支援を受けられる補助事業がそれぞれ措置（戦略的輸出拡大サポート事業、品目団体等輸出力強化支援事業）されているため、これらの事業の活用をご検討ください。

Q 他の補助金との併用は可能ですか

他の補助金の交付対象となっている経費について申請することはできません。

申請方法

- 補助金申請システム「J グランツ」より申請してください。
(「J グランツHP」) 令和7年度補正 重要市場の商流維持・拡大緊急対策事業（一般型）
<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXlrMAP>
- 申請にはGビズIDプライムアカウント（※）取得が必要です。申請からID取得まで**1週間程度**かかりますので、ご注意ください。

※ GビズIDプライムアカウントとは
法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請頂く際にご利用いただけるログインアカウントです。
各相談窓口ページの免責事項をご確認のうえ、お申し込みください。

お問い合わせ先

原則、メールでのお問合せをお願いします。

- 重要市場事業事務局（株式会社ぐるなび）

メールアドレス：[yushutsu-kakudai01 \(アット\) mail.gnavi.co.jp](mailto:yushutsu-kakudai01@mail.gnavi.co.jp)

※（アット）を半角のアットマークに置き換えて宛先とし、件名を以下の通りとしてください

【事業者名】 | 重要市場 | ○○について

電話番号：[050-5536-4680](tel:050-5536-4680)

電話受付時間：月曜日から金曜日（平日のみ）10：00～12：00、13：00～16：00

関連情報

- 重要市場事業事務局（ぐるなび）HP
(※URLが決まり次第リンクを掲載します)
- 農林水産省HP（重要市場の商流維持・拡大対策（補助事業）について）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/juyoshiho/juyoshiho.html>
- 日本政策金融公庫HP（輸出基盤資金について）
https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/nourin_shokuhinyushutsu.html